

〔通所リハビリテーション利用料（R3.4.1改定）〕

【大規模事業所通所リハビリテーション費Ⅱ】（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間以上2時間未満	357円	389円	416円	447円	475円
2時間以上3時間未満	373円	428円	483円	538円	594円
3時間以上4時間未満	471円	549円	624円	719円	817円
4時間以上5時間未満	527円	614円	698円	807円	914円
5時間以上6時間未満	587円	696円	804円	931円	1,057円
6時間以上7時間未満	679円	808円	931円	1,080円	1,227円
7時間以上8時間未満	717円	852円	986円	1,144円	1,299円

入浴介助加算（Ⅰ）	40円	入浴された場合に算定
入浴介助加算（Ⅱ）	60円	入浴計画に基づき居宅の状況に近い環境にて入浴介助を行った場合に算定
リハマネジメント加算（B）□6月以内	875円	B（イ）の要件を満たし、厚労省へ計画書の提出、フィードバックを受けた場合に算定
リハマネジメント加算（B）□6月超	550円	B（イ）の要件を満たし、厚労省へ計画書の提出、フィードバックを受けた場合に算定
短期集中個別リハ実施加算	112円	短期集中リハビリ実施加算

リハビリテーション提供体制加算	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7時間以上
	12円	16円	20円	24円	28円

重度療養管理加算	101円	重度の療養管理を行った場合
通所リハ中重度ケア体制加算	20円	中重度ケア体制加算（要介護度3以上の方30%以上）
科学的介護推進体制加算	40円	入所者の基本的な情報を厚労省へ提出している場合（月1回）
通所リハ送迎減算	-48円	送迎を行わない場合（片道につき）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18円	厚生労働大臣が定める基準に適合しております
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	47/1000	請求金額に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	17/1000	請求金額に加算されます
※上記金額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じます		

【介護予防通所リハビリテーション費】（1ヶ月あたり）

月 額 料 金	要支援Ⅰ	要支援Ⅱ
		2,081円

科学的介護推進体制加算	40円	入所者の基本的な情報を厚労省へ提出している場合（月1回）
運動器機能向上加算	228円	運動器機能向上サービスを実施した場合
事業所評価加算	122円	基準を満たした場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	73円	要支援Ⅰの場合
	146円	要支援Ⅱの場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	34/1000	請求金額に加算されます
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	17/1000	請求金額に加算されます
※上記金額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じます		

利用料（1日あたり）※介護給付・予防給付共通

日用品費	100円	日常生活用品の費用
教養娯楽費	100円	レクリエーション等の費用
食費	790円	昼食をとられた場合（おやつ代含む）